

ひょうご農林機構の森づくりプロジェクト実施業務  
(J-クレジット認証発行・販売)

仕様書

令和5年8月

公益社団法人ひょうご農林機構

# 仕 様 書

## 1 業務に関する基本的な考え方

公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）が管理する分収造林契約地および県営分収育林契約地において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき、クレジットの認証発行・販売に取り組む者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集し、その提案内容を総合的に評価し、最も適格と判断される者と契約を締結し、クレジットの認証発行・販売を行うものとする。

なお、受託者は、認証発行に係る経費と販売に要する経費を明示するとともに、発行されたクレジットの取扱方法等（買取、分配、販売等）について提案を行うものとする。

## 2 業務名 ひょうご農林機構の森づくりプロジェクト実施業務（J-クレジット認証発行・販売）

## 3 業務内容と必要な成果品

### (1) プロジェクト計画書の修正・変更申請等

〔成果品：プロジェクト変更計画書〕

令和4年3月にJ-クレジット制度事務局にプロジェクト登録した「ひょうご農林機構の森づくりプロジェクト～SDGsの達成に向けて～」について、兵庫県が取得している航空レーザー測量データ（以下「測量データ」という。）を用いて、プロジェクト計画書の修正・変更申請等の手続きを行う。

### (2) モニタリング報告書の作成

〔成果品：モニタリング報告書〕

測量データを用いてモニタリングを行い、モニタリング報告書の作成を行う。

### (3) 審査機関によるモニタリング検証業務への対応

〔成果品：検証報告書〕

審査機関と審査委託契約を行い、①森林巡視、②巡視結果の取りまとめ、③現地検査の対応、④書類審査の対応（修正を含む）等の、モニタリング検証業務への対応を行い、検証報告書を受領する。

### (4) J-クレジット認証発行申請書作成・申請

〔成果品：認証発行申請書〕

J-クレジット認証発行に必要な手続きを行う。

### (5) J-クレジットの販売

〔成果品：クレジット販売の仲介提案書〕

クレジットを企業等への販売を仲介する提案を行う。

### (6) 測量データ解析

〔成果品：航空レーザー測量データ解析結果〕

測量データ解析結果については、利用が可能な形式により納品する。

## 4 対象地域及び面積

機構が管理する森林 約 25,000ha （別添「配置図」参照）

※ 今後、資料整理の過程で、増減する場合がある。

5 契約期間：令和5(2023)年10月(契約締結日)から令和12(2030)年3月31日まで

## 6 関係制度文書

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次のJ-クレジット制度文書を遵守して実施するものとする。

- ① 実施要綱 (Ver. 6.0)
- ② 実施規程 (プロジェクト実施者向け) (Ver. 9.0)
- ③ 同 上 (審査機関向け) (Ver. 2.2)
- ④ モニタリング算定規程 (森林管理プロジェクト用) (Ver. 3.4)
- ⑤ 方法論策定規程 (森林管理プロジェクト用) (Ver. 3.1)
- ⑥ 約款 (プロジェクト実施者向け) (Ver. 1.2)

## 7 業務の全体スケジュール

### <令和5年度>

- ① モニタリングの実施 (航空レーザー測量によるモニタリングを実施する場合は、航空レーザー測量データの解析とプロジェクト計画の変更に関する手続)
- ② プロジェクト計画書修正・変更申請
- ③ モニタリング報告書の作成
- ④ 森林巡視
- ⑤ 審査機関によるモニタリング検証
- ⑥ J-クレジット認証発行申請

### <令和6年度～令和11年度毎年>

- ① モニタリングの実施
- ② モニタリング報告書の作成
- ③ 森林巡視
- ④ 審査機関によるモニタリング検証
- ⑤ J-クレジット認証発行申請
- ⑥ クレジット発行・販売

## 8 業務に係る経費と発行クレジットについて

本業務のうち、認証発行に係る経費と販売に要する経費を明示するとともに、発行されるクレジットの取扱方法等 (買取や分配、販売方法等) について具体的に提案を行うものとする。

## 9 情報管理及び情報保護対策

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、受託者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、機構に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- (2) 受託者は、機密情報提供、返却等の授受については、機構と協議の上、行うものとする。

## 10 提供及び貸与資料

### (1) 提供及び貸与資料

- ・ ひょうご農林機構森林経営計画（第2期、第3期）  
※森林経営計画の内容に変更が生じた場合はその都度提供する。
- ・ 事業計画書等の施業履歴がわかる資料
- ・ 兵庫県が取得している航空レーザー測量データ
- ・ 機構分収造林地および分収育林契約地のシェイプファイル

### (2) 受託者は、貸与資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本業務が完了したとき、契約が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却を行うものとする。

## 11 守秘義務

### (1) 受託者は、委託契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。

### (2) 業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱いには紛失又は漏洩の無いように格別な注意を払うものとする。

## 12 紛争の回避

受託者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

## 13 諸事故の処理

### (1) 受託者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに機構に連絡するものとする。

### (2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が受託者による場合、受託者の責任により解決しなければならない。

### (3) (1)、(2)の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 14 データ解析成果品の帰属

貸与資料に得られた成果品は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条第3項に定める全ての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権を機構が有するものとする。

また、受託者は、本業務の成果品を機構の許可なく第三者に対して複製、公表、貸与及び使用してはならない。

## 15 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、機構と受託者の協議の上決定し、機構の指示を受けるものとする。